

# EcoRing the Auction

市場規約

運営規程

手数料規程

参加マニュアル

評価額前払いサービス利用規程

おまかせ出品プランサービス利用規程

タイムリミットオークション利用規程

プレミアム相場表サービス利用規程

(Ver. 1. 1. 1)

2025年 7月 1日制定

# 目次

市場規約	4～7ページ
運営規程（旧入札参加規程）	
第1章 参加	8～9ページ
第2章 出品・落札	10～13ページ
第3章 検品	14～17ページ
第4章 配送	18～19ページ
第5章 審査	20～24ページ
手数料規程	25～26ページ
参加マニュアル	27～30ページ
評価額前払いサービス利用規程	31～32ページ
おまかせ出品プランサービス利用規程	33～34ページ
タイムリミットオークション利用規程	35～36ページ
プレミアム相場表サービス利用規程	37～41ページ

EcoRing the Auction 市場規約（以下、「市場規約」という）とは、古物営業法に基づき、定めた古物市場に関する規約である。

EcoRing the Auction 運営規程（以下、「運営規程」という）とは、以上に掲げる規程の総称である。

EcoRing the Auction 手数料規程（以下、「手数料規程」という）とは、運営規程に基づき手数料について、必要な事項を定めたものである。

EcoRing the Auction 参加マニュアル（以下、「参加マニュアル」という）とは、オークションに参加するにあたり、スムーズな取引を可能にすると共に事故を防止することを目的として、参加する際の留意点、参加方法等の細則について、必要な事項を定めたものである。

EcoRing the Auction 評価額前払いサービス利用規程（以下、「評価額前払いサービス利用規程」という）とは、エコオクへの出品を行うことを前提に、商品をお預かりした時点で当社が評価を行い、その評価額の70%を金員で補償するサービスで、この取引をスムーズに可能にすると共に事故を防止することを目的として、利用する際の留意点、利用方法等の細則について、必要な事項を定めたものである。

EcoRing the Auction おまかせ出品プランサービス利用規程（以下、「おまかせ出品プランサービス利用規程」という）とは、出品会員様に代理して、当社が売主として落札者との間で商品売買契約を行う形で出品代行を行うサービスで、この取引をスムーズに可能にすると共に事故を防止することを目的として、利用する際の留意点、利用方法等の細則について、必要な事項を定めたものである。

EcoRing the Auction タイムリミットオークション利用規程（以下、「タイムリミットオークション利用規程」という）とは、入札期限日時まで競り上がる方式のタイムリミットオークションに参加するにあたり、スムーズな取引を可能にすると共に事故を防止することを目的として、利用する際の留意点、利用方法等の細則について、必要な事項を定めたものである。

プレミアム相場表サービス利用規程（以下、「プレミアム相場表サービス利用規程」という）とは、当社が開催する「EcoRing the Auction」内において、一部の落札金額が掲載される相場表の無制限閲覧サービスを定めるものです。

リクエスト機能サービス利用規程（以下、「リクエスト機能サービス利用規程」という）とは、当社が開催する

「EcoRing the Auction」内において、購入を希望する商品条件の登録および、登録された情報に対する商品提案を行う「リクエスト機能」の提供内容および利用条件を定めるものです。

各規約・各規程・各マニュアル・各規定（以下、「本規約等」という。）は、株式会社エコリング（以下、「当社」という。）が運営する各サービス（以下「本サービス」という。）の提供条件並びに当社と本サービスの申込み希望者および利用者である個人または法人（以下、「ユーザー」という。）との間の権利義務関係を定めております。エコオクに申し込むまたはエコオクを利用することにより、エコオク会員は本規約等に同意したこととなり、本規約等に従うこととなりますので、本規約等の全文を注意してお読みください。本規約等に同意しない場合には、エコオクの申込みや利用はなさらないでください。

# 市場規約

## 第1条（名称）

当オークションは、「ブランド市」および「道具市」で構成されるものとし、以下、これらを総称して「エコオク」と称する。

## 第2条（目的）

エコオクは次の事項を目的とする。

- (1) 時計宝飾品類・皮革ゴム製品類・衣類・陶器・当社が定める取扱不可物品に該当しない物品等のオークション事業。
- (2) 時計宝飾品類・皮革ゴム製品類・衣類・陶器・当社が定める取扱不可物品に該当しない物品等の流通情報の提供。
- (3) 時計宝飾品類・皮革ゴム製品類・衣類・陶器・当社が定める取扱不可物品に該当しない物品等の相場情報の提供。
- (4) 商品の良好な品質の提供および市場取引の円滑な運営を図ることにより、業界の発展に寄与し、市場取引の適正化および健全化を目的とする。

## 第3条（所在地）

エコオクは、兵庫県姫路市御国野町御着 352 番地を本拠地とするほか、各地に支店を置き、株式会社エコリング（以下、「当社」という）が運営を行うものとする。

## 第4条（開市の日時）

ブランド市は原則として毎週月曜・水曜・金曜日、道具市は毎週火曜・木曜に開催し、リアルタイムオークション開始時間は午前10時から終了するまでとする。なお、オークション開催日は、当社都合により変更する場合がある。

## 第5条（参加資格）

エコオクに参加するには、当社が定める会員資格を有する者（以下「オークション会員」という）とする。エコオクの会員資格は次の通りとする。なお、エコオクの会員資格を有する者は、株式会社日興堂の主催するオークション「日興堂 the オークション（ニコオク）」、に参加することができる。但し、ニコオクの参加にあたっては、ニコオク規約に準ずることとする。

- (1) オークション会員は当社が会員名簿に登載する事を認め、かつ会員所在公安委員会発行の「古物取扱許可証」の所有者でなければならない。
- (2) 当社が要請する必要書類を提出しなければならない。
- (3) エコオク参加に必要となる地上通信網および通信設備を有し、当社が推奨する動作環境を満たすこと。
- (4) 常設の営業拠点を有し、現に営業活動を行っていなければならない。
- (5) エコオクに出品を希望する物品について、当社がニコオク等の他の市場での取り扱いがより適切であると判断した場合、出品者に対しその旨を案内することがある。なお、当該案内があった場合であっても、最終的な出品先の決定は、出品者自身の判断により行うものとする。
- (6) オークション会員は、適格請求書発行事業者である場合、当社が定める方法に従い、自己の真実かつ正

確な登録番号を当社へ通知するものとする。

- (7) 当社は、前項に基づき通知された登録番号に虚偽または誤り等があったことにより、オークション利用者に生じた損害について、一切責任を負わない。
- (8) 適格請求書発行事業者であるオークション会員が、自らが適格請求書発行事業者でなくなった場合または適格請求書発行事業者でないオークション会員が、自らが適格請求書発行事業者となった場合には、当社に対しその旨を速やかに通知するものとする。なお、当社への通知を怠ったことによって、当社および他のオークション会員に何らかの損害が生じた場合には、相手方に対してその損害を賠償するものとする。

## 第6条 (取引の方法および取引結果の遵守)

- (1) エコオクの方法は、オークション会員がインターネット環境を使用し、当社指定の価格幅にて競り上げる方法とする。
- (2) 当社は、当社が提供するシステムを利用したエコオク売買により売手、買手の取扱商品取引の仲介を行う。
- (3) オークション会員は、エコオクにおける取引のすべての結果を遵守しなければならない。
- (4) オークション会員は、当社が定める取扱不可物品を遵守しなければならない。なお、取扱不可物品とは、当社 web サイト (<https://www.eco-ring.com/impossible/>) 上へ開示している物品のほか、当社がエコオクへ出品することが不適切であると個別に判断した物品を指す。

## 第7条 (任意解約と中途解約)

- (1) オークション会員は1ヶ月前の予告をもって、任意に退会することができる。この場合、当社は退会申告書面をメールにて案内し、オークション会員は当社に対し、2週間以内に書面をメールまたはFAXにて届け出るものとし、当社が書面を受理した月の翌月末をもって本契約、または利用サービスを中途解約できるものとする。但し、オークション会員に決済未完了の商品取引、当社に対する債務等が存在する場合、当社はオークション会員の解約届出の受理を留保することができ、解約を認めない場合がある。なお、入会金・年会費等の返還は一切行わない。
- (2) 落札された商品がクレームの対象となり、そのクレームが出品者に起因する場合は、退会している場合であっても、退会後1か月間は責任をもって対応しなければならないほか、真贋クレームによる商品の返品は、既に退会していた場合であっても、応じなければならない。
- (3) オークション会員より退会申告があった場合、退会申告日から1週間以内に、当社はオークションアカウントの凍結処理を行うものとする。

## 第8条 (禁止行為)

オークション会員は、次の行為をしてはならない。

- (1) オークション会員以外の者を、エコオクに参加させること。
- (2) 本規約のほか、別途定める諸規程、参加マニュアルにおいて定める条項に違反すること。
- (3) 手元にない商品を予約・取り寄せで販売する行為。
- (4) 当社が提供するインターフェイスとは別の手法を用いてサービスにアクセスすること。
- (5) 薬機法をはじめとする法令・条例等に違反するものを出品する行為、またはこれに違反していることを知りながら落札する行為。なお、誤って落札した場合であっても、所定のキャンセル手続きに基づきキ

- ヤンセル手数料が発生する。
- (6) エコオクにて落札した商品の、法令等を遵守しない方法による販売行為。
- (7) その他、当社が不適切と考える行為。

#### 第9条（参加制限）

当社は、以下の各号の1つに該当する場合、オークション会員のエコオクへの参加を制限することができる。

(1) 当該オークション会員の支払債務が規定の日までに決済されないとき。

(2) 出品商品について、エコオク手数料を支払うことを免れる目的で、エコオクを介さずに取引を行うことを誘引し、またはこれに応じたとき。

(3) その他当社が、エコオクへの参加を不適当と認めたとき。

#### 第10条（品位の保持）

オークション会員は社会道徳を重んじ、オークション会員にふさわしい行状の保持に努めなければならない。

#### 第11条（除名および契約の解除）

当社は、会員が以下の各号に違反した場合、除名および契約の解除ができるものとする。

- (1) 基本契約、または当社が定めた規程などに違反した場合。
- (2) エコオクの正常な運営を損なう行為に対し、当社の指導、勧告に従わない場合。
- (3) 会員が除名された場合、基本契約も効力を失うと共に、再入会をすることができない。
- (4) 会員がエコオク運営規程第3章第3条第1号より第3号に該当したときは、当社からの請求または通知により会員は、期限の利益を失い、当社は、この契約を解除することができる。
- (5) 当社は、前号により会員に対し、契約の解除がなされた場合、契約の解除に伴う損害賠償その他財産上および非財産上の如何なる要求もできる。

#### 第12条（クレームおよびトラブルの処理）

- (1) エコオク終了後に、落札商品の品質および機能動作について、落札者から落札商品についてクレーム申告があった場合、入札参加規程に基づいて当社が協議または裁定を行う。
- (2) 前項の結果については、これに従わねばならない。
- (3) 上記クレームおよびトラブルの処理に関して、当社は当事者以外の第三者との交渉は一切受け付けないものとする。

#### 第13条（エコオク内における価格の吊り上げ・談合行為等に対する処分）

エコオク内における、会員同士で結託して出品商品の金額の吊り上げ等の談合行為については、公正なオークション運営の妨害であり、最も悪質な不正行為として以下のとおり厳格に処分する。

- (1) 本条に規定する談合行為が確認された場合または予見される場合は、当該行為に関与した会員は当然に除名処分とするほか、当社および関係者が被った損害賠償を請求し、場合により提訴するとともに、古物営業法違反として警察に通報し、古物業界から追放する。
- (2) 不正行為か否かの判断は、全て一方的に当社が行い、辯解は認めない。
- (3) 談合行為等の不正行為があったと当社が判断した場合、その判断がなされた会員が有する未精算分の売上成約分については、当社にて売上キャンセル処理を行い、売上キャンセル手数料（20%と成約手数料）を請求するものとする。
- (4) 除名時に当該会員に発生している債務は、除名後であってもすべて精算を行なわなければならず、除名

を理由に商品代金や送料・手数料等の支払義務は免れない。また、支払を拒否する姿勢が見えた時点で提訴する。

- (5) 談合行為等の不正行為等を理由に除名処分となった会員の不正行為発覚前の販売済商品に関しては、既に談合行為により吊り上げられて購入してしまった可能性のある落札会員を保護する為、除名後であっても期間・理由を問わず、落札会員から返品交渉の依頼が発生次第、返品・返金に応じなければならぬ。

#### 第14条（オークションの運営）

エコオクの運営については、本規約のほか、別途定める諸規程、参加マニュアルに基づきとり行われる。

#### 第15条（規約・規程・マニュアルの改定）

諸般の情勢の変化により、本規約のほか、別途定める諸規程、参加マニュアルの改定を当社が必要と認めた場合、隨時任意に改定し、ホームページ等を通じオークション会員に通知するとともに、必要に応じて監督諸官庁に届出を行う。

#### 第16条（免責）

以下の場合には、当社は一切の損害について責任を負わないものとする。

- (1) コンピューターの故障、不具合等によるエコオクの実施不能。
- (2) 通信機器、通信回線、コンピューター等のシステム機器またはプログラム等の障害、ダメージ等によりエコオクの開催が中断または遅延や開催不能となった場合。
- (3) 第三者により本サービスへの妨害、システムへの侵入、情報改変等により本サービスに係る情報の授受が中断または遅延した場合。
- (4) 当社が発行したIDおよびパスワードの管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用などによる損害。

#### 第17条（登録データの著作権）

- (1) エコオクの運営に伴い作成・開示・提供する商品情報、その他エコオクデータの著作権は当社に帰属するものとし、当該情報はグループ会社である株式会社日興堂と共同利用する。
- (2) オークション会員は、エコオクに関するデータを自ら流用または第三者に流出・利用させてはならない。但し、エコオク落札者は、自身で落札した当該落札商品のエコオクで表示されていた商品画像データ（当社出品商品および委託出品商品）に限り、一切の加工を行わない場合のみ転用を認める。

#### 第18条（手数料）

エコオクに参加する会員は、当社が別途定める方法により、手数料を支払わなければならない。

#### 第19条（準拠法および管轄裁判所）

エコオクの取引および運営に関しては、日本法に準拠し、日本法に従って解釈するものとし、当社とオークション会員との間に紛争が生じた場合には、神戸地方裁判所姫路支部を第1審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上

# 運営規程

## 第1章 参加

### 第1条 (参加資格)

- (1) EcoRing the Auction (以下、「エコオク」という) の参加資格者は原則として市場規約第5条の諸条件を充足し、かつ株式会社エコリング (以下、「当社」という) が参加を認めた者とする。
- (2) 会員は市場取引の適正化および健全化を目指し、真摯に取引を行わなければならない。

### 第2条 (オークション参加)

エコオクに参加する会員は、参加資格を得た者が、次項の手続を完了しなければならない。

- (1) 所定の登録手続きを完了し、アカウントが発行されること。(アカウント発行に審査あり)
- (2) 指定の条件を満たしたパーソナルコンピューターの設置、インターネット回線・ルーター等の作動確認が完了していること。

### 第3条 (取引の方法・開催・起算日・受付期限)

- (1) エコオクは、当社が運営するウェブサイトに地上通信網、または専用ソフトを利用したオークション開催により、出品会員・落札会員間の時計宝飾品類・皮革ゴム製品類・衣類・陶器、家電・当社が定める取扱不可物品に該当しない物品等の取引の仲介を行う。
- (2) 起算日とは、オークション開催日のことを指す。オークションが複数日に渡る場合は、開催最終日をもって起算日とする。
- (3) 本規程第1章から第5章の各項の定める起算日並びに受付期限は、特別な定めのない限りオークション開催日の当社受付営業時間内とする。

### 第4条 (契約解除)

- (1) 当社は、会員がエコオク参加基本契約、市場規約、本規程およびオークション参加マニュアル、その他当社が定める規約・規程等に違反した場合は、何らの通告・催告を要せずに除名または契約解除ができるものとする。この場合、会員の参加基本契約も終了し、事前通告無しの除名または契約解除に對して異議の申し立てをしないこととする。但し、当社が事前に認めた場合、この限りではない。
- (2) 契約解除がなされた場合は、会員は期限の利益を同時に喪失するものとし、当社に対する支払債務、その他履行すべき債務等が存在する場合は、速やかに清算しなければならないものとする。

### 第5条 (禁止行為)

会員は、以下の行為を行ってはならず、行った場合には、当社は直ちに参加制限またはオークション参加基本契約を解除できるものとする。

- (1) 市場規約第8条の行為。
- (2) 出品商品をエコオクによらず、出品会員、落札会員双方の談合によって取引すること。
- (3) 当社およびエコオクを誹謗中傷するような行為等、品位を損なう行為があったとき。
- (4) エコオクのサイトに掲載されている情報を当社に無断でインターネット・出版物・チラシ等の如何を問

- わざ掲載する行為、これに類似する行為。
- (5) エコオクのサイトおよびIDを利用する権利を譲渡または貸与する行為。
- (6) その他、当社が禁止する行為。

#### 第6条 (参加制限)

市場規約第9条に従い、当社の判断において一定期間の落札禁止、与信額の減額、参加区分の変更（売りのみ会員等）、またはペナルティ手数料の請求等をすることができる。会員は本判断に対して同意しなければならない。尚、参加制限されている期間の月額使用料金は発生するものとする。

#### 第7条 (代金決済)

代金の決済は、本規程第2章に定める方法によるものとする。

#### 第8条 (手数料)

エコオク会員は、当社の定める方法により、手数料を支払わねばならない。

#### 第9条 (クレーム・トラブル処理)

市場規約第12条により、当社は、会員の依頼を受け、クレーム・トラブル処理の仲介を行う。

#### 第10条 (規約・規程等の改定の通知)

- (1) 当社が必要と認めた場合、運営規程、参加マニュアル等関係規程の改定を隨時、任意に改定し会員に通知する。
- (2) 改定した内容については、当社の運営するウェブサイト画面上、電子メール等で通知することがある。
- (3) 改定後の利用規約の効力発生日以降にユーザーが本サービスを利用したときは、ユーザーは、利用規約の改定に同意したものとみなす。

#### 第11条 (詳細事項)

本運営規程の細則については、「別途参加マニュアル」に定めるものとする。

## 第2章 出品・落札

### 第1条 (運営方法)

- (1) エコオクは、出品会員が市場にて商品を売却する意思を持ち、時計宝飾品類・皮革ゴム製品類・衣類・陶器、家電・当社が定める取扱不可物品に該当しない物品等を出品して、落札会員が商品の購買意欲を持って適正に競りを行うものである。
- (2) 会員は、当社が運営するウェブサイトに対して、別途定める参加マニュアルに基づき参加しなければならない。
- (3) オークションの開始および終了は、当社が運営するオークションシステムが保持する時間で行い、入札信号受信については、当社が運営するオークションシステムが処理した信号に従うものとする。
- (4) オークション上に表示される商品代金は税抜価格であり、消費税額が別途加算されるものとする。

### 第2条 (出品会員)

出品会員は、時計宝飾品類・皮革ゴム製品類・衣類・陶器、家電等の出品に際して、終局的に時計宝飾品類・皮革ゴム製品類・衣類・陶器、家電・当社が定める取扱不可物品に該当しない物品等をエンドユーザーが利用することに鑑み、エンドユーザーの立場に立ち、次の義務を負う。

- (1) 本規程第3章に定める検品を理解し、実行することができる。
- (2) 当社検品に基づき、出品予定商品の品質・ダメージ・仕様等の結果を誠実に申告する。
- (3) 成約後、(2)の出品申告内容と実際の商品との間に相違が生じた場合、建設的かつ円滑的に協力し、オークション参加者間における当社の調整を遵守することができる者であること。

### 第3条 (出品基準)

出品商品は次の基準に適合したものでなければならない。

- (1) 本規程第3章第3条に抵触しない商品
- (2) 所有権が出品会員にある商品

### 第4条 (出品会員の参加確認義務)

出品会員は、次の各号を遵守・理解しなければならない。

- (1) 出品会員は検品後、オークションシステムの画面により表示される検品結果、当社にて追加した出品商品画像を確認し、相違があった場合は、(2)の定める時間までに当社へ申告しなければならない。但し、当社にて追加した画像は、当社が認めた場合のみ差し替えできるものとする。オークション成約後ににおける検品結果の相違・画像違い等に起因するクレームは出品会員の責任とする。
- (2) 出品会員は、出品予定商品の内容を、当社オークションシステムの自社出品一覧画面で必ず確認しなければならない。万一、商品の売却希望金額の変更、出品取消しおよび公開予定の商品情報の内容に相違があった場合は、オークション開催前日の18時までに当社に電話にて通知しなければならない。
- (3) オークションスタート価格の設定は、当社にて設定するものとする。
- (4) 出品予定商品データの必要事項等が空欄の場合や、出品会員が登録した出品予定商品データと実際の商品に相違点がある場合は、出品取消しとなることがある。
- (5) 商品登録時に申告のない項目は、エコオク上へ情報が登録されず、シリアルNO等についても、申告がない場合はエコオク上へ情報が登録（開示）されない。

## 第5条 (出品手続)

出品の手続きは、次の手順で出品会員が行う。

- (1) 出品会員は、出品予定商品の写真（最大20枚）・価格や不具合箇所の他、必要項目の入力をオークションシステム画面から当社が定めた方法により行うこと。但し、当社の判断で不適切な入力情報と認められる場合は、入力情報を削除・変更することがある。
- (2) 出品会員は出品予定商品を、当社が定める期限までに当社指定の配送センターに送付すること。
- (3) 商品に弊社規定のタグがついていない場合は商品の照合が出来ないため着払いにて返送する。

## 第6条 (出品手続期限)

- (1) 出品手続きは、当社が定める期限までに行うものとする。
- (2) 当社に出品希望商品が届いた際に、添付されなければならない出品手続きに必要な書類や情報に不備・汚損・破損等がある場合または添付が無い場合、出品者の希望するオークション開催日に出品することができない。ただし、当社が別途定めるオークションカレンダーに記載している商品到着期限日までに必要な書類または情報が再送された場合、希望出品日に出品することが可能な場合がある。なお、当社が別途定めるオークションカレンダーに記載している商品到着期限日より3営業日以内に、メールで必要な書類または情報が当社まで送付されなかった場合は、当社に届いていた出品希望商品を、商品送付者へ返送する。この返送に要する送料・返送手数料および梱包料等は、当社より別途送付する請求書に基づき、商品送付者が負担する。
- (3) 当社は、出品予定商品の商品数を諸事情により制限することがある。

## 第7条 (取引)

- (1) オークション会員は当社オークションによる取引について、システムによるすべての結果を遵守しなければならない。
- (2) 出品会員が、当社が市場流通を好ましくないと判断する出品予定商品を出品した場合、当社は出品予定商品の出品取消しを行うことがある。
- (3) 前各号に規定されている内容について、会員は当社に異議申し立てできないものとする。

## 第8条 (出品会員への代金決済)

- (1) 出品会員に対する決済は、次のとおりとする。
  - ① オークション終了後、成約商品代金の支払い手続きを開始し、請求書発行日の翌営業日にに、出品会員の当社への登録銀行口座へ、エコオクで発生した手数料を差し引いた金額を振込みで支払う。
  - ② 出品会員は、成約料その他の費用およびペナルティ手数料等を、参加オークション起算日を含め3日以内に当社に対し支払わなければならない。
- (2) 出品商品が成約しなかった場合でも、出品に要した費用および手数料は全て出品会員の負担とし、当社に手数料等を支払った場合もその返還は行わない。

## 第9条 (商品の売却)

- (1) 落札会員は、当社が定めた期日までに落札商品代金・落札手数料等を支払わない場合、支払期日を過ぎた時点で、当社は当該商品を落札価格または、オークション競り相場を基準として、当社が評価する価格をもって本契約に基づく残債務に充当することができる。
- (2) 落札会員は、当社が定めた期日までに支払いを怠り、その結果生じた当社の損害について、遅延損害金

および落札商品保管料並びに落札商品保管に伴う事務手数料を当社に支払わなければならない。

## 第10条（落札会員）

- (1) 落札会員は、当社と締結した契約事項および運営規程等を十分に理解し、参加しなければならない。
- (2) 落札会員は、落札しようとする出品予定商品の画像と文字を十分に把握した上でオークションに参加しなければならない。
- (3) 落札した商品をキャンセルする場合は、当社と協議の上でキャンセルの手続きを進めると共に、第5章第10条をはじめとするキャンセル手数料を当社へ支払わなければならない。このキャンセル手続きおよびキャンセル手数料は、商品や金額を誤認したほか、操作を誤って落札した場合も含まれる。
- (4) 商品落札後は当社が指定した方法で、落札手数料および落札商品代金を支払わなければならない。
- (5) 落札商品についてクレームが生じた場合、建設的かつ円滑に解決しなければならない。
- (6) 落札した商品の記載不備が発覚し、当社から返却依頼があった場合、落札者は直ちに返却対応をしなければならない。なお、返却対応に要した送料等は当社負担とする。

## 第11条（入札・保留交渉）

- (1) 入札は責任をもって行わなければならない。
- (2) 落札後に、返品になる可能性があり、かつ、メーカーへ詳細確認等の時間を要する商品に関しては、落札者は以下のとおり申し出るものとする。
  - ① ブランド市  
返品申告フォームのURLにログインし、必要事項を記入の上「送信」するものとする。ただし、オークション開催日を含む20日以内に申し出があり、かつ同期間内に当該商品が当社に到着している場合に限る。
  - ② 道具市  
当社指定のメールに申し出るものとする。ただし、落札者に当該商品が到着した日を含め5営業日以内に申し出があり、かつ同期間内に当該商品が当社に到着している場合に限る。
- (3) 前項の返品交渉依頼による最長交渉延長期間は、申告日を含む30日を限度とする。
- (4) 出品者は、オークション開催日を含む30日以内に当社から連絡があった商品のみを返品依頼の対応対象とし、必ず応じなければならない。
- (5) 出品者は、保留交渉を経て販売した商品は、キャンセルすることはできない。
- (6) 出品した商品をキャンセルする場合は、当社と協議の上でキャンセルの手続きを進めると共に、第5章第10条をはじめとするキャンセル手数料を当社へ支払わなければならない。このキャンセル手続きおよびキャンセル手数料は、商品や金額を誤認したほか、操作を誤って出品した場合も含まれる。
- (7) 宝石の鑑別機関は、中央宝石研究所・ジェムリサーチジャパン・GIAを規定の鑑別機関とする。返品交渉に関しても、規定の鑑別機関の鑑別結果を基に調停を行うものとする。ただし、鑑別機関の規定の鑑別機関以外の鑑別であっても弊社が認めた場合はこの限りではない。

## 第12条（落札方法）

当社オークションは、競り上げ方式で行い、落札方法は以下の方法がある。

出品会員が設定した金額に一番高額で応札した落札会員に対して落札権利者が決まるオークション方式。応札1回あたりの競り上げ価格は、当社規定の単位とする。

### 第13条（遅延損害金）

会員は、当社に対し債務の支払いを怠った時は、年14.6%（1年を365日とする日割り計算）の割合による遅延損害金を支払うものとする。

### 第14条（差引計算）

当社は、オークション会員との間で同時期に相対する債権が発生している場合、当社がオークション会員に対して有する債権の支払い期限に関わらず、差引計算にて精算するものとする。

## 第3章 検品

### 第1条 (検品目的)

当社の行う検品行為とは、出品制限に抵触しない商品が出品されていることおよび出品会員の申告内容を前提として、公正かつ的確に客観的な立場で評価点を付すことを目的としたもので、検品の結果について当社は責任を負わないものとする。また、評価への疑義も原則として受け付けないものとする。

### 第2条 (出品商品検品)

- (1) 出品会員は、出品しようとする商品に関して正確に情報を提示しなければならない。
- (2) 当社検品員は、出品会員によるウェブ登録データ、出品商品の状態のチェックを行うものとする。申告不備・出品データ確定後のデータ確認無き場合、すべて出品会員がその責任を負うこととなる。また、出品会員も分かりかねるような、各部を取り外したり分解等を必要とする不具合個所についても出品会員の責任とする。成約後の申告不備による落札会員からのクレームは、出品会員が一切の責任を負うものとする。
- (3) 当社検品員の検品結果により、本章次条（出品制限基準）に該当する疑いまたは該当した場合は、出品不可扱いとする。但し、本章次条（出品制限基準）に該当する疑いがはれた場合は、出品可能とする。

### 第3条 (出品制限基準)

- (1) 当社オークションに出品することができない商品は、次のとおりとする。
  - ① 粗悪商品（「粗悪商品」とは、商品本体、およびその付属品とを問わず、通常利用以外で生じるダメージ・その他の災害を受けて外観や機能に著しく欠陥を生じたものをいう。）
  - ② 不正品（「不正品」とは、コピー商品、加工商品および商標権、意匠権等の第三者の知的財産権を侵害している商品（ブランド品のリメイク商品を含む）のことをいう。尚、商品が時計である場合、商標権者、製造業者に無断で時計本体にアフターダイヤ加工やりダン・文字盤入替等の改造を行った商品も不正品と見なされる。）
  - ③ 盗難品・遺失物、その他出品会員が所有権を有しない商品。
  - ④ 上記①～③の疑いのある商品。
  - ⑤ 次条（評価基準）に規定する、評価点Dを超えるダメージが見受けられるもの。
  - ⑥ 当社がオークションでの取引を困難と判断したもの。
  - ⑦ 当社取扱外メーカー商品。当社取扱外メーカー商品については、当社が取扱を開始する場合は、ウェブサイトまたはFAX、書面による通知の何れかの方法にて通知することとし、通知の内容に基づき出品可能とする
  - ⑧ 商品の全部または一部に、環境省が定める『レッドリスト』に掲載されている絶滅のおそれのある野生生物の種が使用されているもの。
  - ⑨ 動物の全部または一部が使用された商品のうち、品質タグ・素材タグ等が無く、商品に使用されている動物を特定することが不可能なもの。
  - ⑩ 商品の全部または一部に、象牙またはオークションが象牙と判断した象牙に類似するものが使用されているもの。
- (2) 出品会員が前項の商品を出品した場合、または、出品した商品がその他当社の定める基準に適合しなか

った場合には、当社は同会員に対し出品制限を行うものとする。

- (3) ブランド市においては、複数の商品を合算して一つの商品とする場合、一つの商品に含まれる商品は、下記に掲げる例外を除き同一のブランド・ジャンルで5点以内とする。

<例外として5点以上可能なセット商品>

【パック】

- ・パドロック…10点以内
- ・カデナ…10点以内
- ・クロシェット…10点以内
- ・ポワニエ・ネームタグ…10点以内
- ・保存袋…20点以内
- ・空箱…段ボール1箱に収まるまで

【陶器】

- ・小売り販売当初のセット商品のみ

【時計】

- ・コマ…20点以内

【ジュエリー】

- ・ブランドジュエリー等の箱…50点以上（クリーナー・保存袋などは1点に加算しません）
- ・パールのネックレス・イヤリングなどのセット（同一規格の商品と判断される場合のみ）
- ・メレダイヤ
- ・1石単価1,000円未満の色石・カラーストーン等のルースのセット

第4条 (評価基準)

<総合評価>

評価	状態
N	<ul style="list-style-type: none"><li>・未使用、または新品に近いもの</li></ul>
S	<ul style="list-style-type: none"><li>・ほぼダメージがなく、非常にきれいな中古品</li><li>・会員様申告があり、かつエコオクが認めた未使用品</li><li>・機能面で問題のないもの</li></ul>
A	<ul style="list-style-type: none"><li>・状態の良い中古品</li><li>・目立たない使用感・ダメージの確認ができるもの</li><li>・機能面で問題のないもの</li></ul>
AB	<ul style="list-style-type: none"><li>・AとBの中間のもの</li></ul>
B	<ul style="list-style-type: none"><li>・標準的な中古品</li><li>・標準的な使用感・ダメージの確認ができるもの</li><li>・小程度および、目立たない中程度のダメージがあるもの</li><li>・機能面で大きな問題のないもの</li></ul>
BC	<ul style="list-style-type: none"><li>・BとCの中間のもの</li></ul>
C	<ul style="list-style-type: none"><li>・目立つ使用感が感じられる中古品</li></ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目立つダメージや汚れが確認できるもの</li> <li>・機能面での問題が多少見受けられるもの</li> <li>・場合によりリペアが必要なものの</li> </ul>
D	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非常に目立つダメージや汚れが確認できるもの</li> <li>・使用感が強く感じられるもの</li> <li>・機能面での問題が見受けられるもの</li> <li>・あきらかにリペアが必要なものの</li> </ul>
F	・セット商品
	・ジャンク品扱いのもの
	・クレーム対象外品

※実際の検品は、内装・外装・機能についてそれぞれ評価を行い、それらを総合的に評価したものが上記の総合評価となる。

※評価点相応と判断したダメージについては、記載を省略する場合があります。記載を省略した評価点相応のダメージについては、免責事項となる場合がある。

※F評価（セット商品）、D評価の商品・バッグレーンC評価以下の商品については原則、クレーム対象外といたします。但し、当社が認めた場合のみ、クレーム申告を受付する場合がある。

※出品時に出品者から申告のない宝石類に関しては、すべて色石や透明石として石の種類を保証しないものとして出品する。

#### <石付き貴金属類の評価>

商品全体の総合評価とは別に、当社が評価の付与を必要と判断した石本体部分の価値の参考として、以下の評価基準に従って石評価として付与するものとする。但し、石評価は石の種類および天然の保証をするものではない。また、鑑定書並びにソーティング付のダイヤについては、石評価の対象外とする。

#### <宝石の規定鑑別機関に関して>

当オークションは、中央宝石研究所・ジェムリサーチジャパン(GRJ)・GIAの3つの鑑別機関を規定の鑑別機関とする。また上記の3つの鑑別機関において、鑑別結果の相違が発生した場合は、原則下記の優先順位のもと調停を行う。

1.中央宝石研究所

2.ジェムリサーチジャパン(GRJ)

3.GIA

ただし、当社が認めた場合および出品時点で、上記3つの鑑別機関が発行している鑑定・鑑別のいずれかが付属している場合は、この限りではない。

#### <天然色石の石評価>

透明度・キズ・内包物・色目等を総合判断し、当社の公正かつ的確な客観的評価により『S・A・AB・B・BC・C・D』の参考評価を該当する石部分に付与するものとする。

#### <「色石」・「透明石」に関して>

「色石」・「透明石」等の記載のある商品に関しては、それらを指す対象の石や装着物の種類の一切を保証しないものとする。よって、「色石」・「透明石」等を鑑別した際に「石」ではない結果が出た場合なども当オーク

ションの交渉の対象外とする。

<付属品等の状態について>

付属品等の状態に関しては、一切の保証は行わないものとする。

#### 第5条（免責事項）

検品における小さな擦れ・型崩れ・指紋などの汚れについては、その過程で発生し得るものであり、これらについては当社は一切の責任を負わない。

## 第4章 配送

### 第1条 (検品における配送手続き)

- (1) 出品会員は、当社オークションに商品を出品する場合、第3章に定められた検品を目的として、時計宝飾品類・皮革ゴム製品類・衣類・陶器、家電等を当社が定める配送センターに配送する手続きを行わなければならない。その際は、商品梱包を確実に行って配送すること。
- (2) 出品会員は商品添付タグに必要事項を記入し、商品に添付して発送しなければならない。商品添付タグの添付が無い場合、出品取消しとなることがある。
- (3) 出品会員は、出品予定商品を当社カレンダーに基づき当社配送センターに到着するように手配しなければならない。

### 第2条 (成約商品における配送手続き)

- (1) 成約商品の配送は、当社が指定した配送センターで行うものとし、会員は以下の条項を遵守するものとする。成約商品における引渡しおよび受領に関しては、落札会員が責任を負うものとし、当社で落札した商品の配送費等は、全額落札会員の負担とする。
- (2) 道具市においては、以下の取り扱いを可能とする。
  - ① 落札会員は、当該落札商品のオークションが終了した翌営業日から5営業日までの間、当該落札商品をオークション会場の倉庫に保管することができる（以下、この期間を「保管期間」という）。
  - ② 落札会員は、前項の保管期間内に当該落札商品の引き取りまたは配送を行わなければならない。
  - ③ 保管期間内に、引き取りまたは配送を行わなかった場合、保管していた物品の取引の意思が無いものとみなし、落札者都合によるキャンセルとして扱う。なお、落札者が既に商品代金の支払いをしている場合、キャンセル手数料等を差し引いた額を返金する。この際に要する送金手数料等は、落札者負担とする。
  - ④ 保管期間中の落札商品の引き取りまたは配送を怠り、当社および他の会員に損害が生じた場合、その損害を賠償するほか、落札商品保管料と共に落札商品保管に伴う事務手数料を当社に支払わなければならない。

### 第3条 (落札商品配送業者指定)

- (1) 当社からの落札商品発送は、当社指定配送業者に依頼するものとし、落札商品数により規定配送梱包方法にて発送をする。落札商品の配送において、当社指定以外の配送業者を利用して配送することは原則できない。
- (2) 道具市オークションにおいては、以下の取り扱いも可能とする。その場合、配送方法にかかわらず、当社と落札者間でその都度日時等を協議し、調整する。
  - ① 専属輸送便（チャーター便）を利用しての配送
  - ② 落札者自らによる当社倉庫への引き取り
- (3) 本条第2項①の場合は、事前に前項の日時調整を経たうえで、落札者自身で専属輸送便業者の手配をすることとする。
- (4) 本条第2項②の場合は、当社指定の予約方法にて、事前に予約をすることとする。なお、予約受付期間はオークション開催から請求書確定までとし、予約受付期間以外の期間に予約があった場合、当社は受け付けないものとする。

#### 第4条（落札商品クレームの配送料負担について）

落札会員からのクレームキャンセル（契約解除）時、クレーム申告が成立しなかった場合、落札会員はクレーム処理に関わる全ての配送料を負担しなければならない。

#### 第5条（検品における配送・落札商品配送中の事故・損害補償）

- (1) 検品における出品会員から当社への配送中の商品破損については、当社は一切の責を負わない。
- (2) 落札商品配送中の事故・損害等については、配送業者の運送保険が定める保険内容に則るものとし、当社は一切責任を負わないものとする。
- (3) 落札商品配送中の事故・損害等が発生した場合は、落札者へ商品が到着した日から5営業日以内に、当社（EcoRing the Auction 運営チーム）まで連絡をしなければならない。
- (4) 返品における当社への配送については、返品する旨を事前に当社（EcoRing the Auction 運営チーム）まで連絡をし、その指示に従わなければならぬ。
- (5) 天災・地震など不可抗力に起因する商品損傷は免責とする。

#### 第6条（オークション出品前出品取消し商品の返送について）

オークション出品前に、何らかの理由で出品取消し扱いとなった商品の、出品会員への配送は、原則当該オークション終了後の発送とする。

#### 第7条（再出品商品におけるオークション流札商品の返送について）

- (1) 再出品商品がエコオクまたは当日商談で落札されず、当該商品の返却希望をする場合、当該オークション開催週である金曜日の正午までに、当社（EcoRing the Auction 運営チーム）に対し、当該商品の返却希望をする旨と次の各号の内容をメールにて連絡を行った場合のみ受付することとし、以降の申し出は受け付けないこととする。
  - ① 商品名
  - ② 管理番号（13桁）
  - ③ 受付番号
- (2) 前項に関し、指定日が祝日あるいは大型連休となり、受付期日に変更が生じる場合は、当社の運営するウェブサイト画面上で通知を行うこととする。

#### 第8条（評価額前払いサービス対象の再出品商品におけるオークション流札商品の返送について）

ブランド市において、当社が前払い金を既に支払いしている商品は、出品会員から返金がなされたことを当社が確認できた後に、当該商品を発送することとする。尚、返金のタイミングにより落札商品と当該商品を同梱出来ない可能性があることを出品会員は予め了承する。

#### 第9条（オークション流札商品の出品会員への返送代金について）

商品がエコオクまたは当日商談で落札されなかった場合、当該商品は再出品する商品以外、出品会員の費用で当社配送センターから出品会員へ返送するものとする。

#### 第10条（再出品商品におけるオークション流札時の返送先について）

オークション流札商品の返送先は、出品会員が配送先情報に登録している住所のみとする。

## 第5章 審査

### 第1条 (目的)

本章は、当社主催のオークションにおいて発生する会員間の取引上の問題について、これを建設的に解決し、売買当事者双方が理解と協力を持ってこれにあたることを目的とする。

### 第2条 (クレーム発生時の協力)

会員は、クレームの問題が起きた場合には、建設的かつ円満解決に協力し、エコオクが調停した場合はその結果を遵守するものとする。また、他の会員や主催者への迷惑をかけるような行為、または会員としてふさわしくない行動（業界常識を逸脱した要求やクレーム解決の妨げとなる遅延行為等）は決して行わず、エコオクに参加するものとする。

### 第3条 (出品参加について)

当社の行う検品は、出品会員の申告に基づき、評価点を付与することが主たる目的であり、商品の外装・内装・機能を目視による確認、および機械テスターでの確認となる。そのため、申告不備・出品データ確定後のデータ確認無き場合、すべて出品会員がその責任を負うこととなる。また、出品会員も分かりかねるような、各部を取り外したり分解等を必要とする不具合個所についても出品会員の責任とする。

### 第4条 (落札参加について)

落札会員は市場規約、運営規程の各規程・各規程および参加マニュアルの内容を十分理解し、オークションにて落札予定の商品状態の内容をチェックし、不明な点は事前の問い合わせ等により十分に把握したうえで参加するものとする。落札商品の到着後は速やかに商品を確認し、万一クレームがあれば期限内に具体的な申告を行うこと。また、クレーム内容により客観的判断が必要だと認められた場合には、クレームの早期解決に向け、当社より対応を指示する場合がある。

### 第5条 (クレーム対応の考え方)

- (1) オークションにて流通される商品は、新品として生産された品物が様々な使用環境を経て再流通されるため、全ての商品がそのまま再販出来る状態ではないことを前提とし判断することを基本とする。
- (2) オークションにて流通される商品は、未使用品若しくは中古品であるため、その商品の品質状態については会員個々の価値観や「出品側」「落札側」と置かれる立場によっても見解の相違が発生することがあり得ることを了承するものとする。
- (3) 出品データに記載が無い事項のクレームに関しては、全てがクレームの対象とならないことを了承する。
- (4) 出品データに記載が無い事項のクレーム対処については、製造年、評価点、商品固有の特性といった商品情報の内容を考慮し、出品・落札の立場が替わった場合にも同等な解決になるようオークションの健全化を前提に対応することを条件とする。

### 第6条 (時計機能等の機械クレーム対応について)

- (1) 落札会員からのクレーム内容が、出品商品明細に記載が無い、または出品商品明細と相違がある場合は、個々の商品の特性を踏まえ、機能上に問題があると当社が認めた場合、且つ本規程第5章第12条に定める免責に該当しない場合に対応を行う。その際に第三者の見解が必要な場合、基本的にメーカーの見積を判断材料とし、出品商品情報および経年劣化を考慮し、公平な立場で裁定を行う。著しく機能に問

題ありと判断された場合や、修理費用が高額であったり、時間を長く要するなど解決が困難な場合は、契約解除（キャンセル）を前提に対応する。また、発見困難な加工ダメージが落札後に判明した場合、クレーム期間に関わらず主催者判断で契約解除とすることがある。

- (2) 当社が出品の委託を受けた時計については、全て動作保証のうえで出品をしております。但し、日差の保証は致しかねます。なお、日差については、1日5分程度の変動があった場合には、返品対象とさせていただきます。また、落札後に電池交換等を行い不備が見つかった場合は、返品の対象となります。
- (3) 不動・現状・動作保証無し等の記載がある時計は、ムーブメント等の動作保証は一切致しません。

## 第7条 (真贋クレームの対応について)

- (1) 真贋クレームが発生した場合、当社の出品基準への適合判断確認を当社にて行うが、判断しかねる場合は製造業者に修理見積、または真贋確認依頼をし、その結果をもって調停を行う。その場合の確認義務は原則として落札会員にあるものとする。但し当社が認めた場合はこの限りではない。また、製造業者での修理見積、または真贋確認が困難な商品（加工品、ノベルティー品等）については当社の判断基準をもって調停を行なうものとする。
- (2) 商品落札後、製造メーカーへ修理見積や真贋確認を依頼した際に、海外工房等への発送等で長期間を要してしまいメーカーの真贋証明の取得が困難な場合および、高額な鑑定サービスが必要と判断された場合は、落札会員は出品会員に契約の解除を求めることができる。
- (3) 真贋クレームが発生し、当社の出品基準に満たない商品と当社が判断した場合、売買当事者双方は返品対応に応じなければならない。但し、真贋クレーム請求は商品受取り後2年以内とする
- (4) ブランド市においては、本条第4項から第6項の規定を適用するものとする。
  - ① 落札商品のリペア代金・メーカー等への配送料等については、全て落札者の負担とする。但し、本条②および③に該当する場合は、一部プレミアム相場表サービス利用規程出品者負担とする。
  - ② 契約解除等のクレームが宝石等の鑑別結果に起因した場合の、鑑別書およびソーティング等の鑑別結果取得に要した鑑別費用。但し鑑別機関へ送付時の送料は対象外とする。
  - ③ 契約解除等のクレームが宝石等の石目違いに起因した場合の、石の留め直し等の原状復帰に必要な加工に要した費用。但し加工業者等へ送付時の送料は対象外とする。但し鑑別機関へ送付時の送料は対象外とする。
- (5) 本条(4)に該当する商品の返品時に、明らかな商品の劣化・加工または付属品の欠品が見られた場合は、当社仲介による判断を行い、売買当事者双方とも誠意をもって従うものとする。
- (6) セット商品（ランクF商品）のうち1点でも真贋クレームが発生し、当社の出品基準に満たない商品と当社が判断した場合は、当該セット商品すべての返品対応を行うものとする。

## 第8条 (出品会員の参加確認義務)

出品会員によるウェブ登録データには、出品会員がすべて最終責任を負うものとする。また、出品会員の依頼により、電話・電子メール等で出品予定商品を当社にてデータ入力した場合の入力漏れ・入力事故、検品員による代行記入・入力事故等があっても、その内容についての確認責任は出品会員にあり、記載漏れ等がないか事前に最終確認作業を必須とする。また、出品会員は出品した商品本体のみならず、その付属品（保証書・鑑定書・鑑別書等）についても、その内容・品質に関して一切の責任を負うものとする。出品会員は、クレーム等トラブルが生じた時は、その処理に責任を持つものとする。

## 第9条 (契約の解除)

- (1) 落札会員は、以下に定める事項に当てはまる場合、出品会員の故意・過失の有無を問わず、ブランド市

においてはオークション開催日を含む20日以内、道具市においては商品到着日を含む5日以内に申し出があり、かつ当該商品が当社に到着している場合に限り、当社を介して出品会員に対して返品請求を行うことができる。但し、別途参加マニュアルにて特別に期間を設けた内容についてはこの限りではない。

- ① 出品商品明細と落札商品の品質が著しく相違している場合。
  - ② 出品商品明細と落札商品の当社が重要情報と判断する情報が相違している場合。
  - ③ 時計等の機械商品で、目視できる部分にダメージがあった場合。ダメージ部分の回復に必要な部品を出品会員が供給できるものについては、主催者を通して現物対応を認める場合もある。
- (2) 落札会員は、落札商品が盗難品または遺失物であることが発覚した場合、出品会員の故意・過失の有無を問わず、当該商品の盗難または遺失のときから1年以内に限り、当該売買契約の解除を、当社を介して出品会員に対して行うことができる。
- (3) 本条(2)以外で、出品会員が所有権を有しない商品を出品し、落札会員が商品の所有権を取得できなかった場合、出品会員の故意・過失の有無を問わず、当該商品が成約したオークション起算日を含め1年以内に限り、落札会員は当該売買契約の解除を、当社を介して出品会員に対して行うことができる。
- (4) 本条に定める売買契約が解除となった場合、出品会員は当該商品成約時の成約価格と同額の商品代金、並びに落札会員が負担した全ての手数料・配送料を落札会員に返金しなければならない。また、本条第6項に定める場合には同項記載のペナルティ手数料並びに、当社が認めた損害賠償額を落札会員に支払わなければならない。
- (5) 本条に定める売買契約が解除となった場合、商品代金、ペナルティ手数料および諸費用等の返還については、当社が出品会員に替わって落札会員に立て替え払いし、出品会員が当社に対し、当社が立て替えた金額を支払うものとする。その場合、出品会員は当該商品の返還を受けていないことをもって、当社への支払いを拒むことはできない。また、当該商品の返還が遅れた場合でも、出品会員は損害賠償等何らの請求をできないものとする。
- (6) 当社は次の場合、出品会員に対し立替払い金を支払わないものとする。
- ① 出品会員が破産、特別清算、民事再生、会社更生、その他これに準する手続きを開始した場合。
  - ② 当社の調査により出品会員が事実上倒産したと当社が判断した場合。
  - ③ その他、出品会員の信用状態が相当程度悪化した場合。
- (7) キャンセルが成立した場合、当該商品を再出品または返送するかについて、事務局より確認の連絡を行う。ただし、確認の連絡に対する返答が、出品者に連絡のあった日から3日以内に返答が無い場合は、自動的に返品として取り扱われる。なお、返品に要する費用は、その後の請求書にて相殺または振込にて支払わなければならず、当社が入金を確認した後、当該商品を出品者のもとへ返品する。

## 第10条（当日契約の解除）

- (1) 会員は、以下に定めるキャンセルペナルティ、並びに出品手数料・落札手数料を支払うことにより、オークション開催当日中に契約解除を申し出た場合に限り、売買契約を解除することができる。尚、当日契約の解除については、当社が落札会員または出品会員より解約の申し出を電話にて受けてこれを受理し、相手方に通知する。万一、相手方が不在等により連絡がつかない場合、当社からその旨を電子メールにより通知し、契約の解除とする。

◇落札会員の都合により契約解除を申し出た場合

落札商品価格の10%+手数料（自社会員区分落札料）

◇出品会員の都合により契約解除を申し出た場合

落札商品価格の20%+手数料（自社会員区分成約料）

- (2) 委託商品が落札された後に、落札者からの売買契約の解除（キャンセル）が成立した場合であっても、当社から委託者へ契約の解除があった旨の通知は行わない。

#### 第11条（落札商品についての免責事項）

落札商品について、次の項目に該当する事由が存在する場合は、免責として契約の解除、売買代金減額および損害賠償の対象とはしない。但し、当社が免責不相当と認めたものについては、この限りではない。

- (1) 出品商品明細と落札商品の内外装・機能の相違が、業者間オークション取引通念から判断して売買代金減額相当とはいえない場合。
- (2) 一般的な古物市場での取引通念のもと、当社判断により著しく商品の価値を損なわないと判断される程度の出品時のランクや、商品の特記事項および詳細に関する相違。
- (3) メーカー保証で対応可能な場合の修理代およびその諸費用が発生した場合。
- (4) クレーム期間を経過したクレーム申請が行われた場合。
- (5) クレーム受付後、同商品に対して2度目以降のクレーム申請が行われた場合。
- (6) クレーム申請中に出品会員の了解を得ないで加修・修理した費用が発生した場合。
- (7) クレーム調停中に、転売・小売り・オークション（ユーザー向けを含む）への出品を行った場合。
- (8) 転売後およびオークション（エコオク含む）での競り後のクレーム申請が行われた場合。但し、盗難品、遺失物品、落札会員が所有権の取得ができないと発覚した場合は第10条(2)(3)で定める通りクレームを受け付けることがある。
- (9) 標準装備品の欠品に対し、主催者が下見画像にてその旨が確認できると判断できる場合。
- (10) 出品商品明細に記載および掲載されている「鑑定書」・「鑑別書」「ソーティング」等に記載されているグレードおよび鑑定結果に関しては、中央宝石研究所(CGL)・ジェムリサーチジャパン(GRJ)・GIAの3つの鑑定機関が発行した鑑定結果以外は全て出品会員が添付した参考資料とする為、これらに起因するクレーム申請が行われた場合。但し、本項記載の「鑑定書」・「鑑別書」・「ソーティング」等そのものが「不正品（発行元の鑑別機関が発行していないもの）」と発覚した場合はこの限りではない。
- (11) 出品された商品画像で確認できる瑕疵および保証内容の相違。または出品時のテキストで記載されている瑕疵および保証内容の商品画像との相違。
- (12) 出品予定商品データ（下見画面）に記載されている商品定価に著しい相違があった場合。
- (13) 天然色石に対して下記の加工処理を除く加工処理がされている場合。
  - ① 含浸処理（有色）
  - ② 着色処理
  - ③ 拡散加熱処理
  - ④ レーザードリリング
  - ⑤ その他主催者が業者間オークション取引通念から売買代金減額相当と判断する加工処理
- (14) ブランドジュエリーの他社仕上げが行われていた場合。
- (15) 「保証なし」・「見た目」・「現状」・「色石」・「透明石」等の記載がある場合。
- (16) 「色石」として出品されている商品の「色味」・「キズ」・「欠け」等に起因するクレーム申請が行われた場合。
- (17) 商品落札後、落札者によって、落札時の原状復帰が困難な加工および破損が生じた場合。
- (18) 商品落札後、落札者によって、ブランドジュエリーの中石外し等のメーカー外加工を行った場合。

## 第12条（仲裁）

- (1) 会員は、オークション上における取引上のトラブルについて、当社に依頼し早期解決により円滑な市場運営を図る。
- (2) 商品売買契約の解除または商品代金減額請求について、売買当事者双方で調整がつかない場合は、当社は公正・中立の立場で両会員の依頼に基づき協議の仲介を行うものとする。
- (3) 当社仲介による判断については、売買当事者双方とも誠意をもって従うものとする。
- (4) 出品会員および落札会員が、当社の判断に対して不服がある場合、当社は公正なオークション運営を行うことができないと判断し、除名または参加制限する場合がある。この場合、会員は異議の申立をしないものとする。

## 第13条（当社調査による事実上の倒産）

会員の取引状況等に応じて、当社は任意に会員を調査・訪問した場合等に、下記の事項の3項目以上に該当した場合は、当社は会員を事実上倒産したと看做すことができるものとし、直ちに契約解除および清算手続に入る事ができるものとする。

- (1) 電話をしても不通になり連絡が取れないことが継続した場合。
- (2) 営業時間中であるにも関わらず社内に代表者または従業員等が確認できないとき。
- (3) 当社に登録された会員と無関係の第三者が社内または店舗等を占有している場合。
- (4) 通常営業を継続するために必要と考えられる備品が社内または店舗に存在しない場合。
- (5) 展示在庫が大幅に減少ないし存在しない場合。
- (6) 新聞や郵便物が溜まっており、その量が著しく拡大であるか若しくは、金融機関消費者金融事業者、税務署、裁判所等からの催促状がある場合。
- (7) 水道、電気等のメータが止まっている場合。
- (8) 代表者宅に本条(1)(6)(7)のいずれかに該当する事由がある場合。
- (9) 当社に登録される代表者個人の登録情報に事故情報がある場合。

以上

# 手数料規程

## 第1条 (手数料種別)

手数料の種類および性質は、次の通りとする。

- (1) (出品手数料) 出品会員は、出品商品が成約した場合は、成約ごとに出品手数料を支払わなければならぬ。
- (2) (落札手数料) 落札会員は、出品商品が成約した場合は、落札ごとに落札手数料を支払わなければならぬ。
- (3) (出品取消手数料) 出品会員の都合、もしくは出品基準に満たない商品で、各回オークション開催前に出品取消があった場合は、出品取消手数料を支払わなければならない。
- (4) (撮影手数料) 原則として出品商品の写真撮影は当社が行うものとし、撮影手数料を支払わなければならない。
- (5) (返送手数料) 委託品を返送する際には、返送手数料を支払わなければならない。
- (6) (梱包手数料) 商品を発送する際には、梱包手数料を支払わなければならない。
- (7) (その他手数料) 出品会員および落札会員は、その他諸手続において、当社の定める手数料を支払わなければならない。

## 第2条 (決済)

- (1) 会員は、請求書確定日を含めた4営業日以内に、当社に対し手数料を支払うものとする。また、道具市において落札商品の引き取りを希望する会員は、引き取り日の前日までに入金しなければならない。
- (2) また当社は、商品代金の立替金等当社の会員に対する支払いと前記手数料とを相殺することができる。

## 第3条 (遅延損害金)

会員が負担する債務の支払いを怠った時は、年14.6%（1年を365日とする日割り計算）の割合による遅延損害金を当社に支払うものとする。

## 第4条 (規程の改訂)

手数料規程の改訂を当社が必要と認めた場合、隨時任意に改訂し会員に通知する。

## 第5条 (オークション手数料)

<ブランド市>

手数料	: 出品手数料	1円～10,000円	500円	※1品につき
		10,001円～49,999円	1,000円	※1品につき
		50,000円～	2,000円	※1品につき
	: 落札手数料	1円～10,000円	500円	※1品につき
		10,001円～49,999円	1,000円	※1品につき
		50,000円～99,999円	2,000円	※1品につき
		100,000円～499,999円	4,000円	※1品につき
		500,000円～999,999円	8,000円	※1品につき

	1,000,000 円～	10,000 円	※1品につき
: 出品取消手数料	500 円	※1品につき	
: 撮影手数料	400 円	※1品につき	
: 返送手数料	500 円	※1品につき	
: 梱包手数料	230 円	※1ケースにつき	
: おまかせ出品プラン利用手数料（※撮影手数料除く）	0 円	※1品につき	
: 委託者都合による返送手数料	5,000 円	※1品につき	
年会費等	: 年会費	20,000 円	※2018年8月より
	: 入会金	30,000 円	※2018年8月より

<道具市>

手数料	: 出品手数料および落札手数料	落札金額の 10%	※1品につき
	: 出品取消手数料	500 円	※1品につき
	: 撮影手数料	400 円	※1品につき
	: 返送手数料	500 円	※1品につき
	: 梱包手数料	230 円	※1ケースにつき
	: おまかせ出品プラン利用手数料（※撮影手数料除く）	0 円	※1品につき
	: 委託者都合による返送手数料	5,000 円	※1品につき
年会費 等	: 年会費	20,000 円	
	: 入会金	30,000 円	

\*日本円表記

\*上記手数料には、別途消費税が掛かるものとする。

\*返送手数料には、別途配送料が掛かるものとする。

以上

# 参加マニュアル

株式会社エコリング（以下、「当社」という）が定めるオークション会員資格（以下「オークション会員」という）入会のお申し込みと同時に、下記事項に関して同意いただいたものとします。なお悪質な違反があった場合は、「EcoRing the Auction」（以下、「エコオク」という）へのご参加を一切お断りいたします。参加を希望される方は、必ず最後まで熟読してください。

## 1. 厳守事項

- (1) 各種規約・規程・規定で定めるルールや提出物、入金の期限等を厳守すること。
- (2) エコオクでは当社の指示に従い、システムを正しく安全に利用すること。
- (3) 古物営業許可事業者としての高い意識を持つこと。
- (4) いかなる理由においても、第三者に権利や ID を譲渡しないこと。

※疑問点や分からぬ事柄が生じた場合は、必ず当社エコオク運営チームまでお問い合わせください。ご自身で判断し、参加に支障をきたしたとしても、当社は一切の責を負いかねます。またマニュアルをお読みいただけず、エコオクの操作や入力を誤り、参加に支障をきたした場合も同様です。

## 2. エコオク参加条件

- (1) エコオクに参加可能な、当社が定める会員資格を有すること（オークション会員であること）。
- (2) パソコン・タブレット・スマートフォン等を使用し、インターネットに接続できる環境が整っていること（光回線推奨）。

## 3. エコオクについて

### (1) 応札について

1回あたりの競り上げ価格は、各種オークションの競り上がり価格に準することとします。

### (2) 事前下見について

事前の下見は、エコオク開催日の前の週の木曜日から開催日当日の午前8時59分まで、隨時パソコンやスマートフォン上から可能です。また、下見応札も同時に可能です（事前下見の期間内であれば、いつでも応札が可能です）。

### (3) 落札商品の代金支払いについて

落札商品の代金は、落札詳細についての確定内容を明記したご請求メール（以下、「確定メール」という）を、当該エコオクが終了した翌営業日（以下、「請求書確定日」という）に、予め登録された落札者のメールアドレスに対して送信します。落札者は、請求書確定日を含めた4営業日以内に、当社指定の銀行口座へお振り込みください。請求書確定日を含めた4営業日以内にご入金の確認ができない場合、当社よりメール・電話等によりご確認させていただきます。また、請求書確定日を含めた7営業日以内にご入金が確認できない場合、当該落札が取り消されるものとさせていただきます。なお、支払期日をお守りいただけない状況が度重なる場合や、齟齬のあるご入金を繰り返される場合などにつきましては、個別にご連絡の上、当社とのお取引をお断りさせていただく場合がございます。

#### (4) 落札商品の返品について

落札された商品については、原則として返品することができません。但し、当社より何らかのダメージがあつた場合は、個別に早急に対応させていただきます。返品の手順は、次の通りとします。

##### ブランド市

- ① 返品申告フォームの URL にログイン頂き必要事項をご記入の上「送信」をお願いします。なお、オークション開催日を含む20日以内に申し出があり、かつ当該商品が当社に到着している場合に限ります。
- ② 佐川急便着払いにて運営者住所宛に交渉商品をお送り下さい。
- ③ 商品到着後、当社担当者にて確認をし、当該商品が返品対象外の場合のみ、返品対象外である旨をメールにてご連絡致します。
- ④ 交渉成立後、登録の口座にご返金致します。

##### 道具市

- ① 商品の到着から5営業日以内に、返品を希望する商品と返品理由を添えて、当社オークション事業部までメールにてご連絡下さい。
  - ② 前号のメールの送付先は、「info-ecotra@eco-ring.com」とします。
  - ③ 佐川急便着払いにて運営者住所宛に交渉商品をお送り下さい。
  - ④ 商品到着後、当社担当者にて確認をし、返品の可否をメールにてご連絡致します。
  - ⑤ 交渉成立後、登録の口座にご返金致します。
- ※ 返品のみお受けいたします。値引きはお受けいたしません。また、落札商品の引渡しよりも前に、落札商品の販売活動を行っていることを確認した商品および著しく状態が変異したものに関しては、返品はお受けいたしません。
- ※ 返品受付期間を過ぎた落札商品が当社に到着した場合は、当該商品は返品対象外と判断し、着払いにてご返送致します。
- ※ セット商品（ランクF商品）の返品はできません。

#### (5) 落札商品が盗難品または遺失物であることが発覚した場合について

当該商品の売買契約の解除を、落札会員に対して行う場合があります。

#### (6) 落札後のキャンセルの連絡・保証について

商品が落札された後に、落札者からの売買契約の解除（キャンセル）が成立した場合であっても、当社から個別に連絡は行いません。また、出品者に対する保証等も一切行いません。

#### (7) 商品発送について

落札された商品の配送日時指定は行っておりません。請求書確定後、ご入金を頂いたお客様より順次発送の手続きを進めさせていただく為（入金後3営業日以内に発送致します）、個別対応は致しかねます。

#### (8) 発送時における商品の紛失または破損について

当社での対応は、次のとおりとします。

##### ① 当社までの輸送時における出品商品の場合

出品者と配送業者にて協議し、当社は一切関与いたしません。当社到着後の破損・紛失に関しては、最低落

札希望価格の範囲内（〇 円の場合は、当日最高到達金額）にて、出品者と当社にて協議するものとします。

② 不落返送商品の場合

出品者と配送業者にて協議し、当社は一切関与いたしません。なお、保証内容に関しては、配送業者にて定められた範囲内となります。

③ 落札商品の場合

当社と配送業者と調査の上、個別対応とさせていただきます。落札者は、商品到着時に、内容物をすべてご確認頂き、破損・紛失が見られた場合は、到着日を含む5営業日以内に当社までご連絡ください。なお、破損・紛失があった場合、落札者と配送業者にて協議するものとし、保証内容に関しては、配送業者にて定められた範囲内となります。

（9） 落札者の商品確認義務について

落札商品と出品商品データに相違があった場合、納入された日から5営業日以内に当社（EcoRing the Auction 運営チーム）まで連絡をしなければなりません。

（10） 予期せぬシステムのエラーについて

エコオクのシステムにおいて、システムエラーが発生した場合は、売買契約が成立しなかったものとみなし、そもそもその取引が無かったものとして処理をします。なお、システムエラー等により、エコオク参加者に損害が発生した場合でも、当社は責任を負いかねます。予めご了承ください。

（11） 入会金および年会費の支払いについて

① エコオクは、8月から翌年の7月までを1年度とします。

② 入会金および初年度の年会費は、当社が入会を認めた場合に限り、当社所定の期日に基づいて請求させていただきます。なお、入会金および初年度の年会費は、当社からの請求書発行日を含めた4営業日以内に、当社指定の銀行口座へお振り込みください。請求書発行日を含めた4営業日以内にご入金の確認ができない場合、当社よりメール・電話等によりご確認させていただきます。また、請求書発行日を含めた30日以内にご入金が確認できない場合、退会手続きを取らせていただきます。

③ 初年度を除く年会費については、毎年8月に請求させていただき、その支払方法は、当社指定の自動引き落としサービスのみとします。

④ 前号の自動引き落としサービスは、当社より送付する当社指定の申込書に記名押印の上、ご提出をいただきます。なお、本申込書はエコオク入会時にご提出いただく必要書類に含まれ、本申込書を受け取ってから入会後3か月以内に当社までご提出いただけない場合は、以後のオークションに参加することができません。

（12） 送料の未入金について

月初から月末までの発送分の送料を翌月1回目のエコオクにてご請求させていただきます。請求書確定日を含めた4営業日以内に、当社指定の銀行口座へお振り込みください。請求書確定日を含めた4営業日以内にご入金の確認ができない場合、当社よりメール・電話等によりご確認させていただきます。また、請求書確定日を含めた30日以内にご入金が確認できない場合、退会手続きを取らせていただきます。なお、支払期日をお守りいただけない状況が度重なる場合や、齟齬のあるご入金を繰り返される場合などにつきましては、個別にご連絡の上、当社とのお取引をお断りさせていただく場合がございます。

4. その他

定めのない事項について

エコオクに関する各規約・規程・規定・マニュアル等に定めのない事項については、当社と当該会員が共に誠意をもって協議の上、建設的に解決していくものとします。

## 5. 運営者

株式会社エコリング エコオク運営チーム

ブランド市

住所：〒671-0232 兵庫県姫路市御国野町御着 352 番地 2 階 ブランド市出品センター

TEL : 079-251-1777 FAX : 050-3852-5700 メールアドレス：[info-ecoauc@eco-ring.com](mailto:info-ecoauc@eco-ring.com)

道具市

住所：〒660-0083 兵庫県尼崎市道意町 6 丁目 79 番 1GLP 尼崎Ⅲ(D2C 物流 センター)4 階 道具市出品

センター TEL : 06-4950-4770 FAX : 06-4950-4771 メールアドレス：[info-ecotra@eco-ring.com](mailto:info-ecotra@eco-ring.com)

以上

# 評価額前払いサービス利用規程

株式会社エコリング（以下、「当社」という）が提供する評価額前払いサービス（以下、「本サービス」という）について、利用される場合は以下の事項に同意いただいたものとします。なお悪質な違反があった場合は、当社の提供する全てのサービスの利用を一切お断りいたします。ご利用される方は、必ず最後まで熟読してください。

## 1. 本サービスの概要

- (1) 「EcoRing the Auction」（以下、「エコオク」という）への出品を行うことを前提に、商品をお預かりした時点で当社が評価を行い、評価した額（以下、「販売見込額」という）の70%の金員（以下、「前払い金」という）と振込手数料を当社が負担しお支払いします。
- (2) エコオクにて落札後、落札価格から前項にてお支払した前払い金を差し引いた額をお支払いします。
- (3) 本規程に定める評価額前払いサービスは、ブランド市における取引に限って適用されるものとします。

## 2. 本サービスご利用条件

- (1) エコオクに参加可能な、当社が定める会員資格を有すること（オークション会員であること）。
- (2) 当社による与信審査を通過し、当社の許可を受けること。

## 3. 本サービスについて

- (1) エコオク付帯サービスのため、本サービスご利用の手数料は掛かりません。
- (2) 本サービスご利用中の場合であっても、当社の判断で本サービスの提供をお断りさせていただく場合があります。
- (3) 販売見込額は当社が決定し、販売見込額の変更は一切行いません。また、販売見込額に関する如何なる異議を申し立てることもできません。
- (4) 販売見込額は消費税額を含めません。また、前払い金も販売見込額に課税をしないものとします。
- (5) 前払い金には、利息は発生しません。
- (6) 前払い金の支払いスケジュールは、当社到着後に当社評価者により評価を行い、事前にご登録いただいている利用者の口座へ速やかにお振込みします。
- (7) 落札価格が前払い金を下回り、利用者に対して過払いとなった場合は、別のお取引がある場合は相殺させていただきます。なお、別のお取引が無い場合、その他相殺が不可能な状態の場合は、過払いとなっている金額を別途ご請求させていただきます。
- (8) 過払いとなっている金額の未払い等が発生している場合は、お預かりしている商品の留保ができるものとします。また、当該未払い金の返還請求日から30日経過後、なお当該未払い金が解消していない場合、当該留保商品を当該未払い金額で当社に引き渡したものとさせて頂きます。
- (9) 3回に渡り連続してオークションに出品したものの落札されなかった場合は、前項が適用されることとします。
- (10) 与信審査における審査基準および不許可理由等についてのお問い合わせには、一切応じかねます。

## 4. 本サービスのご利用方法について

- (1) エコオク内から本サービスの利用欄をチェックし、お申し込みください。
- (2) 本サービスを希望される場合、同一商品リスト内の全ての商品に対して本サービスが適用されます。同

一商品リスト内の一商品に対し、個別に本サービスを適用することはできません。

##### 5. 本規程に定めのない事項について

エコオクに関する各規約・規程・規定・マニュアル等に定めのない事項については、当社と当該会員が共に誠意をもって協議の上、建設的に解決していくものとします。

以上

# おまかせ出品プランサービス利用規程

株式会社エコリング（以下、「当社」という）が提供するおまかせ出品プランサービス（以下、「本サービス」という）について、利用される場合は以下の事項に同意いただいたものとします。なお悪質な違反があった場合は、当社の提供する全てのサービスの利用を一切お断りいたします。ご利用される方は、必ず最後まで熟読してください。

## 1. 本サービスの概要

本サービスは、出品会員様に代理して、当社が売主として落札者との間で商品売買契約を行う形で出品代行を行います。当社は、本規程に基づいて出品の委託をした会員（以下、「出品委託者」という）より当社が受諾した物品をエコオクにて販売します。その際、出品する商品を当社に郵送いただき、当社において商品タグ付け・システムへの登録・検品・撮影・出品等の作業を行い、当社にて預かり保管した状態で販売を行ない、落札者からの入金確認を含めた落札者対応を行った上で当社から落札者へ商品等をお送りいたします。

## 2. 本サービスご利用条件

- (1) エコオクに参加可能な、当社が定める会員資格を有すること（オークション会員であること）。
- (2) おまかせ出品プラン依頼書がダウンロードでき、メールにて依頼書をお送りしていただけすること。
- (3) 出品を希望する商品を、当社まで元払いでお送りいただけすること。※元払いでお送りいただけなかった場合、送料を請求させていただきます。

## 3. 本サービスについて

- (1) 本サービスは、当社にて写真撮影（有料）との併用になります。撮影を当社へご依頼いただけましたら、商品のタグ付け、登録作業を無料でさせて頂きます。
- (2) 出品会員様にておまかせ出品プラン依頼書への記入を行い、メールにて受付を行います。その情報を元に当社にて登録作業を行います。
- (3) 到着した商品により当社がなんらかの損害を受けた場合その損害金額を全額請求できるものとします。
- (4) 当社は、郵送等の方法により出品委託者の商品を受け取り、善良なる管理者の注意義務の下、商品を保管・管理するものとします。
- (5) 当社は、エコオク上での掲示や電子メールの送付等、当社が適当と判断する方法により、出品委託者に対して必要な事項を通知します。
- (6) 通知の効力は、当社が当該通知を本サイト上または電子メールで行った場合は、本サイト上に掲示した時点、または電子メールを発送した時点とします。
- (7) 本サービスご利用中の場合であっても、当社の判断で本サービスの提供をお断りさせていただく場合があります。
- (8) 当社による検品・出品作業は、早期に実施することを努めておりますが、混雑時などは2週間前後のお時間を頂戴する場合があります。また、原則として到着順に出品作業を行いますが、商品の点数や種類によって若干前後する事もございますので予めご了承下さい。
- (9) 出品に際しての商品説明・文章・商品タイトル・出品カテゴリー・画像・ランク表示などは当社任意にて設定させて頂きます。当該内容に関するクレームは一切受付いたしませんので、予めご了承下さい。
- (10) 未開封の商品をお送り頂いた場合、内容物の確認の為に開封させて頂く場合があります。
- (11) 電化製品や時計に関して、機能詳細までの動作確認はできかねます。また、動作詳細確認 NG の場合、

落札者とのトラブル防止の為、商品自体の素材や使用感のランクに関わらず D ランク表記も併せて行う場合がございますので予めご了承下さい。

- (12) 本サービスの利用希望者は、商品を当社に発送する際に、商品リストを同梱いただくとともに、当社まで当該商品データおよび出品表を送付ください。
- (13) 出品委託者から発送された商品が当社に到着後、当社が別途定めるオークションカレンダー内の情報提出期限までに、当社へ出品に必要な情報の提供が無かった場合、ご希望の開催回に出品することができず、その次の開催回へ出品することとなります。
- (14) 出品委託者から当社に発送された商品については、商品が当社に到着後、当社が別途定めるオークションカレンダー内に記載する商品到着期限日より、3営業日以内に当該商品データが到着しなかった場合、発送者に着払いにて返送いたします。
- (15) 出品リストの無い商品は、出品者の希望するエコオク開催日の商品到着期限日の17時までに、当社に出品表が到着しなかった場合、ご希望の開催回に出品することができず、その次の開催回へ出品することとなります。
- (16) エコオク開催直前の火曜日から3営業日以内に出品表が到着しなかった場合、発送者に着払いにて返送いたします。

#### 4. キャンセルについて

- (1) 出品委託者から発送された商品については、原則としてキャンセルすることができません。但し、出品委託者都合により商品の返却を希望された場合は、手数料規程のとおり返送手数料が発生いたします
- (2) オークション開催当日は、原則としてキャンセルすることができません。但し、出品委託者は、以下に定めるキャンセル手数料を支払うことにより、オークションでの競り直後からオークション終了時間までの間に出品取消を申し出た場合に限り、売買契約を解除することができます。

◇ 出品委託者の都合により出品取消を申し出た場合

落札商品価格の20%+手数料（出品手数料および撮影手数料）+配送料

- (3) 請求書作成後の商品の返却は可能とします。

- (4) 出品委託者都合により返却となった商品の配送料は翌月請求とします。尚、商品の返送は、当該オークション開催日翌日から5営業日以内に行うものとします。

#### 5. 本サービスのご利用方法について

エコオク内から本サービスの利用欄をチェックし、お申し込みください。

#### 6. 本規程に定めのない事項について

エコオクに関する各規約・規程・規定・マニュアル等に定めのない事項については、当社と当該会員が共に誠意をもって協議の上、建設的に解決していくものとします。

以上

# タイムリミットオークション利用規程

株式会社エコリング（以下、「当社」という）が提供するタイムリミットオークション（以下、「タイムリミットオークション」という）について、利用される場合は以下の事項に同意いただいたものとします。なお悪質な違反があった場合は、当社の提供する全てのサービスの利用を一切お断りいたします。ご利用される方は、必ず最後まで熟読してください。

## 1. タイムリミットオークションの概要

タイムリミットオークションとは、当日競り上がり方式であるエコオクとは別のレーンに設けられた、入札期限日時まで競り上がる方式のオークションシステムで、参加される会員様の拘束時間が限定的となることで、参加に伴う負担が最小限に抑えられつつも、商品の入札ができるサービスです。

## 2. タイムリミットオークションご利用条件

エコオクに参加可能な、当社が定める会員資格を有すること（オークション会員であること）。

## 3. タイムリミットオークションについて ~エコオク（本項に限り、以下、「リアルタイム」という）との相違点等~

- (1) リアルタイムと競り上がりの仕様が異なり、入札額が最低落札金額を超えた場合、自動的に現在価格が最低落札金額まで上がります。
- (2) 入札スケジュールは、下見開始時より、商品ごとに設定された終了時間までとします。
- (3) 保留交渉は、入札が最低落札金額に到達しなかった場合であっても、保留交渉にて出品者様が売り切ることが可能です。なお、交渉期限はリアルタイムと同期限となります。
- (4) 終了時刻直前5分以内に入札があった場合、終了時間がその時点から残り5分となります。
- (5) 競り幅はリアルタイムとは異なり、以下のとおりとなります。

商品金額（表示金額）	競り幅
300,000円未満	1,000円
1,000,000円未満	5,000円
1,000,000円以上	10,000円

- (6) 入札後の取り消しはできませんので、慎重にご入札ください。なお、現在価格まで入札額を下げることは可能です。
- (7) 落札商品代金のご請求は、同時期に開催されているタイムリミットオークションとリアルタイムがともに終了した後、当該タイムリミットオークションとリアルタイムの請求を合算した請求書を発行いたします。お支払い方法や期日については、リアルタイムと同様になります。
- (8) 落札商品の発送日については、同時期に開催されているタイムリミットオークションとリアルタイムがともに終了した後、当該タイムリミットオークションとリアルタイムの商品を同梱し、発送いたします。
- (9) 当社に出品を委託した商品は、当社の基準に基づき、当社の判断でリアルタイムとタイムリミットオークションのいずれかに出品いたします（委託者の希望はお受けしておりません）。

## 4. 本規程に定めのない事項について

エコオクに関する各規約・規程・規定・マニュアル等に定めのない事項については、当社と当該会員が共に誠意をもって協議の上、建設的に解決していくものとします。

以上

# プレミアム相場表サービス 利用規程

この「エコリングプレミアム相場表サービス利用規程（以下「本規程」といいます。）」は、株式会社エコリング（以下「当社」といいます。）が開催する「EcoRing the Auction」（以下「エコオク」といいます。）内において、一部の落札金額が掲載される相場表（以下「相場表」といいます。）の無制限閲覧サービス（以下「本サービス」といいます。）を定めるものです。本サービスの利用登録が完了した会員の皆様（以下「会員」といいます。）には、本規程に従って、本サービスをご利用いただきます。

## 第1条（本サービスの提供）

1. 本サービスは、エコオクの利用会員限定のサービスです。当社は、本規程に定めるところにより、エコオクの利用会員の中から本サービスの利用を希望される方に対して本サービスを提供します。本規程は、本サービスの円滑な運営を目的に必要な手続きを定めるものであり、当社と会員との間における本サービスの利用にかかる一切の契約（以下「利用契約」といいます。）に対して適用されます。
2. 当社は、登録希望者が本サービスの申込みを行った時点で、本規程の内容に同意したものとみなします。

## 第2条（利用規程の変更）

1. 当社は、予告なく本規程を変更することがあります。ただし、本規程の変更が会員に対する重大な不利益になると当社が判断する場合、相当期間をおいて変更後の規程の内容を会員に通知することにより本規程を変更するものとします。会員には常に最新の規程が適用されるものとし、その内容は当社のホームページ上への掲載またはメール等でご連絡するなど、当社が適切と判断する方法により会員に通知または公表します。
2. 最新の規程については当社ホームページに掲載するものとし、当該掲載がなされた時点から効力を生じるものとします。

## 第3条（サービス内容）

1. 当社が提供するサービス内容は以下の通りです。

### ① エコオクの相場表閲覧サービス

相場表は、エコオクの会員専用ページ上に掲載されます。会員は、エコオクの会員専用ページに、事前に登録されたID・パスワードを利用してログインすることにより相場表を閲覧できます。なお、本サービスの利用により閲覧できる相場表は、利用の時点において専用のページ上に掲載されているものに限られ、当社は会員に対して特定の時点・商品等の相場情報の開示を請求する権利を与えるものではありません。

### ② その他、相場表の利用に付随するサービス

本サービスは、エコオクにおける出品商品の落札金額を掲載した相場表を閲覧の用に供するものであり、過去・現在・未来における実際の商品の売買金額を示すものではなく、当社は、本サービスの提供により、商品の金額について一切の保証等を行うものではありません。

2. 当社は、サービス向上、情報通信技術の進歩、経済情勢の変動、その他事情に応じて本サービスの内容を変更することができるものとし、その場合、会員は本サービスの一部または全部を使用できなくなる場合があることに予め承諾し、当社に対し名目を問わず一切の請求を行わないものとします。

## 第4条（利用条件）

- 相場表の利用には、あらかじめ利用登録をする必要があります。また、本サービス利用代金の決済手段として、当社の指定する口座自動振替への利用登録が必要となります。
- 本サービスの利用希望者が当社の定める方法によって利用登録を申請し、当社がこれを承認することによって、相場表の利用登録が完了するものとします。利用登録の完了をもって利用契約が成立するものとします。
- 当社は、利用登録の申請者に以下の事由があると判断した場合、利用登録の申請を承認しないことがあります、その理由については一切の開示義務を負わないものとします。
  - エコオクの利用会員でない方からの申し込みである場合
  - 利用登録の申請に際して不正な事項を届け出た場合
  - 利用登録の申請内容に不備があった場合
  - 本規程に違反したことがある者からの申請である場合
  - その他、当社が適当でないと判断した場合

## 第5条（責任）

- 当社は、本サービスの提供について、本規程に定める事項を除き、一切の責任を負いません。
- 会員は、自己の責任において本サービスを利用するものとし、本サービスの利用により自己または第三者に生じた損害に関して、自ら責任を負うことについて同意するものとします。
- 会員は、認証情報を第三者に開示、貸与、共有しないとともに、第三者に漏洩することのないよう厳重に管理（パスワードの適宜変更を含みます。）するものとします。
- 会員による認証情報の管理不備、使用上の過誤、第三者の使用などの行為等により会員およびその他の者が損害を被った場合、当社は一切の責任を負わないものとします。
- 第三者が会員の認証情報を用いて本サービスを利用した場合、当該行為は、会員自身による利用とみなされるものとし、会員はかかる利用に対する利用料金の支払い、その他の一切の債務を負担するものとします。また、当該行為により当社が損害を被った場合、会員は当該損害を補填するものとします。
- 会員のエコオクの利用に対するセキュリティを確保するため、当社は、緊急の場合を含みいかなる場合であっても、電話による認証情報の確認または再発行の請求には応じないものとします。紛失などにより認証情報の確認または再発行が必要な場合、会員は、当社が別途定める方法によりこれを請求するものとします。

## 第6条（本サービスの運営）

- 当社は、会員に対する本サービスの運営に関して必要となる業務の全部または一部を、第三者に委託することができます。この場合、当社は当該委託先を適切に管理するとともに、当該委託先に対し、本規程に定める当社の義務と同等の義務を負わせるものとします。
- 本サービスは、会員以外の方が利用することはできません。会員と契約関係にある委託先などであっても同様とします。

## 第7条（利用料金）

- 本サービスの利用料金は次のとおりです。利用申請のあった月およびその翌月内は無料で使用することができます、利用申請のあった翌々月より一月分の利用料金が発生します。
  - 月額5,000円（別途消費税）
- 既にお支払いいただいた利用料金は、理由の如何を問わず返金することはできません。
- 本サービスの利用料金は、月の途中で利用開始または解約となった場合であっても、利用日数にかかわらず月額料金が発生します。

## 第8条（支払方法）

1. 本サービスの利用料金は前払い制とし、会員は翌月分の利用料金を前月の指定期日までに支払うものとします。
2. 本サービスの利用料金は、エコオク利用料金とは別に、本サービス利用料金のみ請求いたします。
3. 本サービスの利用料金の支払い方法は、当社が指定する口座自動振替によるもののみとします。
4. 本サービスは、会員が解約するまで、またはアカウント若しくはサービスが本利用規程に従い別途停止若しくは中止されるまで、1ヶ月毎に有効に継続されます。

## 第9条（禁止事項）

会員は、本サービスの利用にあたり、以下の行為をしてはなりません。

- ・法令または公序良俗に違反する行為
- ・犯罪行為に関連する行為
- ・第三者への再使用許諾を行うなどの行為
- ・自己のアカウント等を第三者に貸与するなど、会員以外の第三者による利用をほう助する行為
- ・本サービスの利用によって取得した情報を当社の許可なく第三者に開示・漏洩する行為
- ・当社のサーバーまたはネットワークの機能を破壊したり、妨害したりする行為
- ・当社のサービスの運営を妨害するおそれのある行為
- ・他の会員に関する個人情報などを収集または蓄積する行為
- ・他の会員に成りすます行為
- ・当社または第三者の権利を侵害する、またはそのおそれのある行為
- ・当社のサービスに関連して、反社会的勢力などに対して直接または間接に利益を供与する行為
- ・その他、当社が不適切と判断する行為

## 第10条（利用資格の停止）

次の各号の場合には、当社は会員の利用資格を停止できるものとします。

- ① 本規程に違反する恐れのある行為を行った場合
- ② 本サービスの運営を妨げる恐れがあると当社が判断した場合
- ③ エコオクの利用について定めた規程等に違反した、またはその恐れがある場合
- ④ 期限までに利用料金の支払いが確認できない場合
- ⑤ その他、当該会員による利用が不適切であると当社が判断する場合

## 第11条（会員による解約）

1. 会員は、終了予定前月末日までに当社に連絡することにより、いつでも将来に向かって利用契約を解約することができるものとします。なお、解約申し込み後も、終了予定月の末日までは相場表をご利用いただけます。
2. 前項の解約を行う場合、本サービス会員が当社に解約の旨を予告することで、任意に退会することができます。当社は解約予告を受けた後、速やかに退会申告書面をメールにて案内しますので、メールが送付されてから2週間以内に当該書面を当社までメールまたはFAXにて届け出るものとし、当社が書面を受理した月の翌月末をもって本サービスを中途解約できるものとします。

## 第12条（当社による解約）

- 当社は、解約日の30日前までに会員に通知することにより、いつでも利用契約を解約することができるものとします。
- 当社は、会員が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、会員への事前の通知もしくは催告を要することなく、利用契約の全部もしくは一部を解約することができるものとします。
  - エコオクの会員資格を失うなど、本サービスの利用条件を満たさなくなった場合
  - 会員が本規程に違反し、改善の見込みがないと合理的に判断される場合、または当社が相当の期間を定めて催告をしたにもかかわらず、会員が当該期間内にこれを是正または履行しない場合
  - 会員の登録情報に事実と異なる内容があることが判明した場合
  - 差押え、仮差押えもしくは競売の申立があった場合または公租公課の滞納処分を受けた場合
  - 破産、会社更生手続開始もしくは民事再生手続開始の申立があった場合
  - 信用状態に重大な不安が生じた場合
  - 監督官庁から営業許可の取消、停止などの処分を受けた場合
  - 解散、減資、営業の全部または重要な一部の譲渡などの決議をした場合
  - 会員に対する通知が不達となり、もしくは当社に返送された場合、または当社から会員に対して連絡ができなくなった場合
  - 会員によるエコオクの利用実績が1年間ない場合
  - 本サービスおよびエコオクの運営を妨げる、またはそのおそれがあると当社が判断する行為があった場合
  - 当社からの支払督促にもかかわらず、利用料金の支払いがない場合
  - 反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団およびこれらに準じるものをおいいます。以下同じ。）もしくはその共生者である場合またはそうであった場合
  - 自らまたは第三者を利用して、当社に対して以下の行為を行った場合
    - 違法なまたは相当性を欠く不当な要求
    - 有形力の行使に限定しない示威行為などを含む暴力行為
    - 情報誌の購読など、執拗に取引を強要する行為
    - 被害者団体など、属性の偽装による当社への要求行為
    - その他「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」で禁止されている行為
  - 当社に対して、自身が反社会的勢力である、または関係者である旨を伝えるなどした場合
  - その他、利用契約を履行することが困難となる事由が生じた場合
- 会員は、前二項による利用契約の解約の時点で未払いの利用料金など、当社に対する債務がある場合、当該債務について直ちに期限の利益を失うこととします。

#### 第13条（準拠法および裁判管轄）

- 本規程は日本法を準拠法とし、日本法によって解釈されます。
- 本規程に関するあらゆる紛争は、神戸地方裁判所または姫路簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とし、その解決にあたるものとします。

#### 第14条（個人情報保護）

- 当社が知り得た会員様の個人情報については、当社が別に定める「個人情報保護方針」に従って取り扱います。
- 当社は、会員様から取得した個人情報をエコオクの提供のために必要な範囲で委託先に提供する場合があります。この場合、当社の個人情報保護基準を満たす業務委託先を選定し、当該委託先に対して定期的な調査

等の確認を行います。

#### 第15条（分離条項）

本規程に定めのない事項については、法令の一般原則が適用されるものとします。なお、本規程のいずれかの部分が無効である場合でも、本規程全体の有効性には影響がないものとし、かかる無効の部分については、当該部分の趣旨に最も近い有効な定めを無効な部分と置き換えるものとします。

#### 附則

本規程は、2022年7月1日に制定し、同日より効力を有することとします。

以上